

# 社会福祉法人石脇福祉会定款

定

款

## 第1章 総 則

### (目的)

**第1条** この社会福祉法人(以下「法人」という。)は多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所の経営
- (ロ) 放課後児童健全育成事業
- (ハ) 延長保育事業
- (ニ) 休日保育事業
- (ホ) 一時預かり事業
- (ヘ) 地域子育て支援センターの経営

#### (2) 前号に附帯又は関連する事業

### (名称)

**第2条** この法人は、社会福祉法人石脇福祉会という。

### (経営の原則)

**第3条** この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2. この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の子育て世帯、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者等を支援するため、無料又は低額な料金で子育てサービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

**第4条** この法人の事務所を、秋田県由利本荘市石脇字田尻 30 番地 12 に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

**第5条** この法人に評議員 7 名以上 9 名以内を置く。

### (評議員の選任及び解任)

**第6条** この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2. 評議員・選任解任委員会は、監事 1 名、職員 1 名、外部委員 1 名の合計 3

名で構成する。

3. 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の細則は、理事会において定める。
4. 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
5. 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員1名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
2. 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
  3. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとすることができる。

(評議員の報酬等)

- 第8条** 評議員の報酬については、無報酬とし、費用弁償については、評議員会において別に定める。役員等の報酬等支給基準規程に従って算定した額を支給する。

### 第3章 評議員会

(構成)

- 第9条** 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(議長)

- 第10条** 評議員に議長を置くこととし、その都度評議員の互選で定める。

(権限)

- 第11条** 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

**第12条** 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

**第13条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

**第14条** 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならぬ。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3. 理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

**第15条** 評議員会の議事については、法令で定めたところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した評議員のうちから選任された議事録署名員2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 役員及び職員

(役員の定数)

**第16条** この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理 事 6名以上8名以内
- (2) 監 事 3名以内
2. 理事のうち1名を理事長とする。
3. 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とすることができる。
4. 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

**第17条** 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

**第18条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、別に定めるところにより、この法人の本部事務等の業務を分担執行する。

3. 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

**第19条** 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査結果報告書を作成する。

2. 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

**第20条** 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の時までとし、再任を妨げない。

2. 理事及び監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとすることができます。

(役員の解任)

**第21条** 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬)

**第22条** 理事及び監事の報酬については、評議員会において別に定める総額の範囲内で報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。

(職 員)

**第23条** この法人に、職員を置く。

2. この法人の設置経営する施設の長及び他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は理事会において、選任及び解任する。

3. 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

### (構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### (権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

### (招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (議長)

第27条 理事会に議長を置くこととし、理事長がこれに当たる。

### (決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について、議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該事案に異議を述べたときは除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

### (議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産その他財産の2種とする。

2. 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 秋田県由利本荘市館前字後田 49 番 1 土地 2,267.25 平方メートル、  
同 49 番 2 土地 3.11 平方メートル、同 49 番 3 土地 9.70 平方メートル、  
同 49 番 4 土地 554.93 平方メートル、秋田県由利本荘市三条字三条谷地  
5 番 4 土地 175.72 平方メートル
- (2) 秋田県由利本荘市石脇字上ノ山 103 番地、99 番地所在の木造亜鉛メッキ  
鋼板葺平屋建 石脇東保育園園舎 1 棟（延床面積 814.85 平方メートル）  
木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 物置 1 棟（延床面積 16.52 平方メートル）
- (3) 秋田県由利本荘市石脇字田尻 30 番地 12 所在の木造瓦葺・合金メッキ

定

款

五

- 鋼板葺平屋建 石脇西保育園園舎1棟（延床面積1,611.60平方メートル）  
(4) 秋田県由利本荘市館前字後田49番地1、49番地4所在の木造合金亜鉛メッキ鋼板葺2階建 小友保育園園舎1棟（延床面積961.61平方メートル）  
(5) 秋田県由利本荘市川口字愛宕山137番地2、150番地、150番地先所在の鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板葺2階建 内越保育園園舎1棟（延床面積1,331.95平方メートル）  
木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建車庫1棟（延床面積41.40平方メートル）  
木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建物置1棟（延床面積54.57平方メートル）  
(6) 秋田県由利本荘市石脇字竜巻14番地所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平屋建 石脇北保育園園舎1棟（延床面積696.15平方メートル）  
(7) 秋田県由利本荘市石脇字竜巻14番地所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 児童館1棟（延床面積271.18平方メートル）  
(8) 秋田県由利本荘市石脇字田尻30番地12所在の木造瓦葺2階建 子育て支援センター1棟（延床面積180.72平方メートル）  
3. その他財産は、基本財産以外の財産とする。  
4. 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

**(基本財産の処分)**

**第31条** 基本財産を処分し、又は担保にしようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、由利本荘市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、由利本荘市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

**(資産の管理)**

**第32条** この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2. 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

**(事業計画及び収支予算)**

**第33条** この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、当該会計年度が終了するまでの間、事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

**(事業報告及び決算)**

**第34条** この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次

の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計画書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査結果報告書
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

#### （会計年度）

**第35条** この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

#### （会計処理の基準）

**第36条** この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるものほか、理事会において定める経理規程により処理する。

#### （臨機の措置）

**第37条** 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第7章 解 散

#### （解 散）

**第38条** この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

#### （残余財産の帰属）

**第39条** 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第8章 定款の変更

#### （定款の変更）

**第40条** この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、由利本荘市

定  
款

七

長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2. 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を由利本荘市長に届け出なければならない。

## 第9章 公告の方法その他

### （公告の方法）

**第41条** この法人の公告は、社会福祉法人石脇福祉会の掲示場に掲示するとともに官報、新聞又は石脇福祉会ホームページに掲載して行う。

### （施行細則）

**第42条** この定款の施行についての細則については、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	藤井 健一
理事	奥山 祝三
理事	朝川 昭治
理事	嵯峨 博
理事	伊藤 幸雄
理事	高橋 久
理事	松浦 昭
理事	戸沢 昭彦
理事	加藤 直次郎
理事	斎藤 久四郎
理事	湯田 卵一郎
理事	阿部 貞之助
理事	加藤 寛
理事	佐藤 松四郎
監事	佐藤 与一郎
監事	富樫 誠
監事	斎藤 清一郎

昭和45年10月14日施行

## 附 則

平成 6年 1月 4日一部改正（定款準則の改正に伴う改正）  
平成 8年 1月 4日一部改正（石脇西保育園園舎、内越保育園車庫面積変更）  
平成 10年 1月 4日一部改正（定款準則の改正に伴う改正）  
平成 10年 10月 16日一部改正（石脇東保育園物置面積変更、児童館設置）  
平成 11年 5月 31日一部改正（石脇東保育園物置面積変更）  
平成 13年 5月 30日一部改正（石脇西保育園・石脇北保育園・内越保育園・  
　　小友保育園園舎、児童館面積変更、子育て支援センターの設置）  
平成 16年 1月 5日一部改正（第1条 石脇コミュニティー児童館、子育  
　　て支援センター運営事業を第二種社会福祉事業に追加）  
平成 17年 10月 21日一部改正（定款準則改正に伴う改正）  
平成 18年 1月 4日一部改正（石脇コミュニティー児童館面積変更）  
平成 19年 11月 19日一部改正（石脇北保育園園舎面積変更）  
平成 20年 3月 24日一部改正（子育て支援センター面積変更）  
平成 21年 5月 29日一部改正（第1条 地域子育て支援拠点事業、一時預  
　　かり事業が第二種社会福祉事業に位置づけられたことによる変更）  
平成 21年 8月 6日一部改正（第4章 公益を目的とする事業の削除）  
平成 21年 11月 12日一部改正（第13条第3項、第4項削除）  
平成 22年 7月 29日一部改正（第5条、第7条、第9条第6項、第13条  
　　から第17条追加）（平成22年10月1日から施行）  
平成 24年 11月 14日一部改正（第5条、第11条、第18条、第31条）  
平成 25年 6月 14日一部改正（第11条、第19条、第29条、第30条）  
　　（平成25年4月1日から施行）  
平成 27年 5月 28日一部改正（第18条、石脇西保育園園舎面積変更）  
　　（平成27年2月17日から施行）  
平成 29年 2月 3日全部改正（社会福祉法の一部改正による）  
　　（平成29年4月1日から施行）  
平成 30年 6月 26日一部変更。（平成30年2月15日施行）

定  
款